



よつば会だより

2017 年 3 月号

発行:NPO 法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2 丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

「年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず」、中国の名言の一つです。毎年花は同じように咲くが、人間は年ごとに老いていくという意味です。ちょっと古いデータですが、「みんなねっ」とが平成22年に、全国の家族を対象に行ったアンケート調査の中で、「今後予測される困難や不安はどのようなことですか」という問いに対して、最も多かった回答は「家族の高齢化」で84%でした。二番目に多かったのは「家族の病気」で、57%でした。この状況は現在も変わっていないと思えます。庭の椿がいつも通りに咲き始めているのを眺めながら、この中国の名言を思い浮かべています。



メンタルヘルス “ああ勘違い”



認定 NPO 法人地域精神保健福祉機構・コンボが発行している、メンタルヘルスマガジン「こころの元気プラス」の2月号に、「メンタルヘルス ああ勘違い」というテーマの特集記事が掲載されていました。「50歳を過ぎると統合失調症が改善されると聞いたが、私は改善しない」という病気に関してのことや、「精神科の薬はすべて、飲み続けると癖になる・依存するというし、私もなんとなくそう感じる」という薬に関してのこと、また、「働いたり、少しでも収入があれば障害年金はもらえない」という制度上のことなどで、勘違いというよりは、なんとなく周囲から思いこまされていることを質問の形で取り上げ、専門家がそれに回答するという形式での記事になっています。質問は20項目有り、読み進めていくとあいまいにしか捉えていなかったことが整理され、そうなのだという思いにさせられることが多くありました。

質問の中から一例だけ回答を含め紹介します。「世間では精神疾患を持っている人は暴力的だと思っている人が多いが、実際に罪を犯す人が多いのでは？」という問いに対して、次のように回答しています。

『医学的にも統計的にも、そのようなエビデンス(証拠)はありません。統計上は、むしろ精神疾患のある人が、そうでない人よりも、罪を犯して検挙される率は少なくなっています。27年版犯罪白書によれば、平成26年の一般刑法犯の検挙人員総数は、25万1115人でしたが、この内精神障害のある人の数は3834人(1.5%)でした。他方で、平成28年版障害者白書によれば、国内の精神障害者は約392万人です。これは総人口の約3.1%です。もし本当に「精神疾患を持っている人は暴力的」だとしたら、総人口の約3%を占める精神障害者の検挙人員は、総人口の3%よりもっと多くなるはずです』



～温泉に浸かりながら～ 当事者との交流会を行います



毎月第2日曜日に行っている当事者との交流会(昼食会)を、今月は御調の「尾道ふれあいの里」で入浴と食事を楽しむ会として下記の要領で行います。会員の皆様の多数の参加をお待ちしています。

記

- 日 時 平成29年3月25日(土) ○ 行き先 尾道ふれあいの里
- 集合場所 瑠璃の屋形駐車場 9時30分集合 (帰着は15時頃の予定)
- 参加費 家族 2,000円 当事者 300円 (当日徴集します)



*瑠璃の屋形からは車に分乗して出かけます。配車計画のため、参加希望の方は3月17日までによつば会事務局(☎37-6600)までご連絡ください。

2月の活動報告

- 12日 当事者との交流会 (サロンよつば)
- 22日 よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)

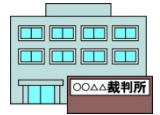
3月の活動予定

- 25日(土) 当事者との交流会 (尾道ふれあいの里)
- 29日(水) よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)





成年後見制度講演会に参加して ～理解が進んだ具体例を交えての説明～



2月13日に尾道市総合福祉センターで、成年後見制度についての講演会が開催され、参加しました。講師は「権利擁護センターぱあとなあ広島」所属の社会福祉士、松谷恵子さんでした。松谷さんは現在6名の方の成年後見人等として取り組んでおられて、その体験からの具体例を交えて分りやすく説明されて、成年後見制度の理解が進みました。以下にその具体例を紹介します。

『Aさん、50歳の女性、療育手帳B。30年前に父親が死亡後、今のアパートで母親(70歳)と二人暮らし。平日は作業所に通う。態度は真面目で、月1回工賃をもらうのが楽しみ。Aさんは作業所へ行くまでの準備など、毎日の決まったことは自分で行う。家事全般やお金の管理や大きな買い物、市役所や福祉サービスの手続きなどは全て母親がやっていた。Aさんは人から勧められたら断ることができず、3年前知り合いにローンを組まされたことがあった。

ある日、母親が心臓の痛みを訴えて救急搬送、短期の入院をし、体に負担がかかることができなくなった。母親の入院中は、Aさんはグループホームに泊まり、母親の退院後自宅に戻った。その後母親の体調を考えて、ヘルパーにきてもらいAさんの食事を作ってもらうようにした。母親は自分に何かあった時を心配して、相談支援事業所や作業所に相談、成年後見制度の法定後見制度を利用することにした。主治医に成年後見制度の利用を相談すると、補助類型が妥当だろうと言われた。

母親とAさんは、相談支援事業所や作業所の職員、ヘルパーと一緒に、Aさんだけでは難しい手続きや今後起こりうる困りごとについて検討した。

Aさんだけでは難しい手続きや困りごと

- ① 金融機関でのお金の出し入れ ② 月々の入出金の管理 ③ 福祉サービスの手続き ④ 母親が亡くなったときの相続の手続き ⑤ 勧められるとローンを組んだり高額なものを買ったりする

こうした会議をふまえて、Aさんも同意して補助類型で申立をすることになった。さらに、支援者(補助人)に付与する同意見・取消権、代理権についても考えた。母親は早速申立の準備をするため、家庭裁判所に連絡をした。主治医に成年後見用の診断書を依頼し、申立に必要な書類を準備した。母親やAさんには、補助人になってくれるような親しい親族や知人がいなかったため、福祉に詳しい社会福祉士が補助人になるよう希望を書いて、家庭裁判所に申立をした。隣の町の社会福祉士が補助人に選任された。Aさんは変わらず母親と自宅で生活し、作業所に通っている。Aさんの預貯金や印鑑・保険証券を補助人が預かり、年金が振り込まれているか、サービス利用料が引き落とされているかを確認している。作業所の工賃は、作業所から本人に手渡しをして、本人の小遣とすることにした。月に1~2回、補助人が自宅を訪問し、本人に生活費を渡している。また、本人や母親から普段の状態や困りごとを聞き、一緒にどうしたらいいかを考えている。また、補助人は作業所やヘルパーからAさんの様子を聞き、今のサービスで十分か、サービスがちゃんと提供されているかを確認する。Aさんは、心配なことがあると母親や作業所の職員に相談していたが、補助員にも電話して尋ねることが出来るようになった』

講演では、この具体例に基づきながら、成年後見制度の内容や手続きの進め方などの説明がありましたが、その辺りについては次号に回します。具体例を伴わせることで分りやすかったとの思いから、このような構成にしました。来月号が届きましたら、今月号と照らし合わせながら、読んでみてください。(N.T)